

利用料金（2024年4月1日現在）

(1) 基本利用料

○介護給付（月定額制）

| 基本利用料 | | 介護度 1 | 介護度 2 | 介護度 3 | 介護度 4 | 介護度 5 |
|-------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 自己 | 1割（月） | 10,458円 | 15,370円 | 22,359円 | 24,677円 | 27,209円 |
| 負担 | ※日割り | 344円 | 506円 | 735円 | 812円 | 895円 |

○予防給付（月定額制）

| 基本利用料 | | 支援 1 | 支援 2 |
|-------|-------|--------|--------|
| 自己 | 1割（月） | 3,450円 | 6,972円 |
| 負担 | ※日割り | 113円 | 229円 |

※介護給付・予防給付とも、月の途中で利用を開始した場合は、日割り計算になります。

(2) 加算と算定要件：1割負担の場合の例示。

| 加算 | 算定要件 | 負担額 |
|---------------------------|---|-------------------------------------|
| サービス提供体制強化加算 （共通加算） | ① 介護福祉士 70%以上または 勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上 ② 介護福祉士が 50%以上。 ③ 常勤職員 60%以上、介護福祉士 40%以上、勤続 7 年以上の者が 30%以上の、いずれか。 | ①：750円（月） ②：640円（月） ④：350円（月） |
| 総合マネジメント体制強化加算Ⅰ （共通加算） | 介護支援専門員他、介護職員等の他職種連携により介護計画の随時適切な見直しを行っている。 日常的に地域住民との交流を図り、利用者の状態に応じ地域の行事等に積極的に参加している。 日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に応じる体制を確保している。 必要に応じ多様な主体が提供する生活支援サービスが包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成している。 地域住民、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施している、等 | 1,200円（月） |
| 訪問体制強化加算 （共通加算） | 訪問サービスを担当する常勤の従業者を 2 名以上配置していること。 訪問サービスの提供回数が 1 月あたり 200 回以上であること。 | 1,000円（月） |
| 認知症加算 （該当者加算） | ①認知症加算（Ⅱ） 認知症介護実践リーダー研修修了者を配置。 認知症日常生活自立度Ⅲ以上の利用者に対して専門的な認知症ケアを提供。 従業者に対して認知症ケアに関する留意事項伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催。 ②認知症加算（Ⅳ） 要介護 2 かつ認知症日常生活自立度Ⅱに該当する利用者サービスを提供。 | ①：890円（月） ②：460円（月） |

| | | |
|--------------------------|---|------------------|
| 初期加算 (該当者加算) | 新規での利用開始から 30 日間について算定。 | 30 円/日 |
| 中山間地域等提供 加算 (共通加算) | 厚生労働大臣が定める地域(豪雪地帯及び特別豪雪地帯等)に所在する事業所がサービスを行なった場合。 | 一月保険適応単位の 10% |
| 科学的介護推進体制加算 (共通加算) | 全ての利用者の身体状態、栄養状態、口腔機能、精神状態をデータ化しサービス計画に活用し、介護サービスを行う。 | 40 円/月 |
| 介護職員等処遇改善加算 I (共通加算) | 介護職員等の待遇改善を進めるための加算。 ※令和 6 年 6 月分より算定 | 一月保険適応単位数の 14.9% |

- ・ サービス提供体制加算は算定要件により①～③を算定します。
- ・ 認知症加算は①あるいは②に該当する方を算定します。
- ・ 訪問体制強化加算は介護度 1～5 の方が対象です。支援 1、2 の方は算定しません。また、事業所の体制によっては訪問体制強化加算を算定しないこともあります。

(3) 介護保険給付・予防給付外費用及びその他のサービス

介護保険給付・予防給付外サービスは全額自己負担していただきます。

①食費及び宿泊費

| | |
|----------------|----------------------------|
| 宿泊費(光熱水費相当) | 個室 1 泊につき 780 円 個室以外 600 円 |
| 食費(食材料費+調理コスト) | 朝食 470 円 昼食 560 円 夕食 560 円 |

②その他のサービス

| 種類 | 内容 | 利用料 |
|----------|---------------------------|-----------|
| 寝具代 | ・ 宿泊時の寝具 | 1 泊 100 円 |
| 洗濯代 | ・ 施設で可能な洗濯物。 | 1 回 100 円 |
| おやつ、飲み物代 | ・ 行事のお菓子、水分補給用の飲み物など。 | 無 料 |
| *日用品費 | ・ トイレットペーパー、シャンプー、せっけんなど。 | |
| *教養娯楽費 | ・ 行事、余暇材料費など。 | |

* 利用者の希望によって、事業所が提供する場合はご負担いただく時もあります。

- (4) 社会福祉法人等による利用者負担減免対象者につきましては、社会福祉法人等利用者負担減免確認証を確認の上、減免を実施いたします。